

人種主義を日本において再考すること
—差異、他者性、排除の現在—
Reconsidering Racism in Japan:
Difference, Otherness, Exclusion at Present

李 孝徳

LEE HYODUK

東京外国語大学大学院総合国際学研究院

Tokyo University of Foreign Studies, Graduate School of Global Studies

著者抄録

本稿は、欧米由来の人種主義概念が日本でも内在的な実効性を持つことを、系譜学的な吟味とその現働化の機序の分析を通じて論証する。そこでは以下のことが論じられる。欧米諸国で植民地支配を正当化すべく生み出された人種論は、国民国家形成と近代化の過程で生じた他者を周辺化するイデオロギーとして再帰的に流用され、ナチス・ドイツでは覇権主義的なナショナリズムの求心的イデオロギーへと変転し、その批判として人種主義概念が作られたこと。戦後にはショアへの反省、アジア・アフリカにおける脱植民地化運動の勃興、欧米諸国の非ヨーロッパ系移民・住民の社会的排除の問題化を通じて、概念の内包と外延が拡大し、人種、民族、国民的な差異に基づく人権侵害を批判するための決定的な鍵概念になったこと。近代国家日本は、欧米に倣って人種主義的統治によって国民国家を形成して帝国化し、第二次世界大戦では敗戦したが、戦後もこの人種主義体制は継続していることである。

Summary

This essay is an attempt to explore the intrinsic workability of the concept of racism in Japan through the genealogical examination and the analysis of its actualization in Western countries. The exploration reveals that it was originally created to criticize the Nazis' racial tenet for hegemonistical nationalism. The tenet was a centripetal transformant of racial theory to justify colonialism of European countries and marginalize others generated in the course of modernization and nation-state building. After WWII "racism" became a critical key concept in international society to make an accusation of civil rights violation based on racial, ethnic or national differences by the expansion of the reference via not only a regret of a large scale genocide such as Shoah but the rise of decolonization movement in Asia and Africa and public problematization of social exclusion against non-European inhabitants and immigrants in Europe and the U.S. The racist regime of the Empire of Japan still remains after losing in the WWII, which was constructed through official nationalism by mimicking the way they had built modern states.

キーワード

人種 人種主義 植民地主義 国民国家 帝国 近代

Keywords

race; racism; colonialism; nation-state; empire; modernity

原稿受理：2018.3.7

Quadrante, No.20 (2018), pp.87-107.



他者化や悪魔探しのプロセスを時代と社会の文脈に位置づけて、誰が悪魔探しをしているのかを明らかにし、そのような他者化がどのような結果をもたらすのかを描き出したい。つまるところ、悪魔探しが、いつ、なぜ、誰によって、何を、どのようにして、どこに向けて行われるのかを明らかにしたいのである。

ジョック・ヤング『後期近代の眩暈』

先日もある年配の患者さんから切羽詰まった声で電話があり、「精神病になると、人間の位が朝鮮人以下になるんですか」と聞かれた。

宮古あずさ「本音のコラム ヘイトスピーチ」

目次

はじめに

1. 人種主義概念の系譜
2. 戦後世界と人種主義の展開
3. 人種主義の現働化の機序
4. 日本における人種主義の分節に向けて

おわりに

はじめに

近年、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムは日本社会に内在する人種差別・人種主義の問題としてようやく認知されはじめたように思われる。その背景には、2007年以降、「在日特権を許さない市民の会」（以下、「在特会」と略記）という市民団体であることを標榜し、これまでの右翼団体とは活動形態を異にする新種の排外主義団体¹が在日コリアン²を主要ターゲットにしたヘイトデモを日本の諸所で行い、その様子が「戦果」として、ヘイトデモの実行者自身によってインターネットの動画サイトにアップされ、拡散されて公然化されたことがある。その行動のあまりの差別扇動性と暴力性に批判が沸騰して、一般市民によるカウンター行動が幅広く展開されるまでになり、ヘイトスピーチ、ヘイトクライムの問題が大きく公論

¹ 樋口直人によれば「在特会は2007年に設立され、2013年10月時点で会員数13,000人を超えており、排外主義運動のなかでは最大かつもっとも知名度の高い団体である。「普通の若者」を街頭に動員し、在日コリアンをはじめとするエスニック・マイノリティに対してヘイトスピーチを浴びせかける光景は、日本社会が初めて目にするものであった」（樋口2014:2）。なお、在特会の内実に関しては安田浩一のルポタージュに詳しい（安田2012）。

² 「在特会」は、在日朝鮮人（植民地期の朝鮮半島に出自を持つ日本に居住する朝鮮人とその子孫たち）といわゆるニューカマーである韓国人も区別なく「韓国人」として攻撃しているので、ここでは朝鮮半島に出自を持つ日本居住の人々の総称として「在日コリアン」を用いる。

化されることになったのである。実際、ながらも（公的な届けを提出していたゆえに）公式のデモとしてその活動を傍観しつつ保護する立場をとっていた警察も、国会で社会問題としてたびたび言及されることで、2014年度の白書では「在特会」を極端主義的団体と認定して監視対象としたし、2016年5月23日には（具体的な処罰規定がないことを含めた様々な限界と問題を持つとはいえ）ヘイトスピーチに対する規制法（「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」）がようやく制定されることになった。

2013年10月7日には、京都朝鮮第一初等学校に差別街宣を行った「在特会」メンバーらに対する民事訴訟で、人種主義による人権侵害が認定され、損害賠償とデモ差し止めを命じる画期的な判決が下された。原告と関係者たちによる尽力があることは言うまでもないが（中村2014）、この判決に先行する2011年4月の刑事裁判では人種主義的な“ヘイト”が議論の対象にされることがないまま威力業務妨害と侮辱罪の有罪判決が下されていたことを考えれば、人種主義に対する批判的認知の社会的高まりを受けてのものだと言ってよいだろう。確かにこれまでも人種主義撤廃条約に基づいて判決が下された裁判は存在するが³、この

³ 1999年、日本在住のブラジル人女性が、宝石店に入って商品を見ていたところ、「外国人は立ち入り禁止だ」などと言われたり、警察を呼ばれたりしたことにつき、裁判所は人種差別撤廃条約が国内法としての効力を有することを示しつつ、民法709条、710条に基づく損害賠償を命じた（静岡地裁浜松支部1999年（ワ）332号）。また2001年、外国人の一律入浴拒否の方針を採った公衆浴場経営者の行為に対して、裁判所は憲法14条1項、国際人権B規約26条、人種差別撤廃条約の趣旨に照らし、不合理な差別に当たるとして違法性を認めた（札幌地裁2001年（ワ）206号）。

民事訴訟の判決では人種差別による暴力の内実と規定に大きく踏み込んで説明されており、これまでのものとは一線を画すものとなっている（中村 2014: 214-219; 前田 2015: 48-63）。何より、人種主義差別撤廃条約に基づいて国連の人権委員会から繰り返し対応勧告が出されてきた在日朝鮮人への人種差別に対し、政府が「日本に人種差別は存在しない」と答弁してきたことを鑑みれば（前田 2010: 18-19; 師岡 2013: 188-189）、司法が日本におけるエスニック・マイノリティへの差別を、歴史性を踏まえつつ人種主義と認定したことの意味と意義は、問題や課題がないということでは決してないが、強調しても強調しすぎることはないだろう。

とはいえ、人間をその出自やエスニシティにおいて社会的に問題視し、否定することが重大な人権侵害であるという人種主義の社会一般における実際的な認識は、自らを人種主義者と認める者はほぼ皆無ではあろうことに比して、いまだ日本社会では希薄であるように思われる。単純化の誹りを承知で言うなら、欧米であれば、レイシスト（人種差別主義者）と名指され、認定されることが公人としてのステイタスを危うくするほどの深刻さは日本では社会的に共有されていない。人種主義がどれほど人間性を毀損する重大な問題であるのかという認識と良識は残念ながら十分に持たれていないのである。

その格好の例が、2016年9月の民進党党首選に出馬表明した際の村田蓮舫参議院議員の「国籍」をめぐる議論だろう。中華民国（台湾）国籍の父親と日本国籍の母親のもとに1967年に日本で生まれて日本に育ったこの女性は、女性差別的な父系主義的国籍法が（1984年に日本が批准した「女子差別撤廃条約」を受けて）父母両系主義に改正された1985年に権利を行使して届出し、日本国籍を取得している（それゆえ「帰化」ではなく、言ってみれば血統的な「日本人」として日本国籍を正式に“回復”しただけのことである）。彼女の日本国籍取得の経緯や中華民国国籍放棄の履行手続きの経緯には関心がないし、ここでの議論に関係もない。ただ、未成年であるがゆえに本人自ら行いえなかった中華民国国籍の放棄手続きを（本人の記憶とは違って）父親が代行できていなかった

ために、中華民国国籍と日本国籍との二重国籍者の状態であって来たようだが⁴、ここでは日本国籍を取得して以降の彼女の行動に何ら日本国籍保持者として法的瑕疵のないことを確認しておけばよいだろう（奥田・荻上 2017）。

問題は、1984年以前の日本の国籍法がいかにかに女性差別的なものであったかという歴史性を無視し、父親が戦前においては（大日本帝国の被植民地人であったがゆえに）日本国籍者であったことは等閑視され、現在の国籍法が国際的にどのように理解されているかという認識を欠いたまま⁵、彼女が（中華民国の国籍放棄手続きを正式に行っていないために）二重国籍のままであるならば、単なる資格要件の問題を超え、日本の政治家として失格者ではないかという批判が、そのまま「日本」の政治家としての資質の問題として言論界をにぎにぎしくさせていたことである⁶。ニューヨーク大学

⁴ 村田蓮舫自らが二重国籍保持に至った経緯を述べたものとして「国籍放棄問題の渦中にある蓮舫氏、単独インタビュー」『YAHOO JAPAN! ニュース』、2016年9月9日配信、（2018年2月28日取得、<http://news.yahoo.co.jp/feature/349>）。

⁵ 例えば、非難ではないものの菅義偉官房長官の村田蓮舫の二重国籍問題に対する以下の発言は、現況の日本の国籍制度に関する痛ましい認識状況を示している。「菅義偉官房長官は7日午前の記者会見で、民進党の蓮舫代表代行をめぐる浮上している日本と台湾のいわゆる「二重国籍」疑惑について、「詳細は承知していないので、政府としてコメントは控えたい」とした上で、「ご自身が説明すべき問題だ」と述べた。さらに、「一般論として申し上げれば、外国の国籍と日本の国籍を有する人は、22歳に達するまでにどちらかの国籍を選択する必要がある、選択しない場合は日本の国籍を失うことがあることは承知している」とも語った。」（「菅義偉官房長官「ご自身で説明すべき問題」」『産経ニュース』、2016年9月7日配信、2018年2月28日取得、<http://www.sankei.com/politics/news/160907/pl1609070017n1.html>）。

⁶ こうした議論をわかりやすくまとめたものとして（小田嶋 2016）。振り返ってみれば、村田蓮舫には出自に関して差別的な発言がつきまどってきた。民主党議員として「事業仕分け」を担当し、名を馳せたとき、平沼赳夫（元済産相）は「言いたくないが、言った本人は元々日本人じゃない。（キャンペーン）ガールだった女性が帰化して日本の国会議員になって、事業仕分けでそんなことを言っている。そんな政治でいいのか」（『毎日新聞』、2010年1月17日配信、2010年10月1日所得、<http://mainichi.jp/select/seiji/news/20100118k0000m010058000c.html>）と発言しているし、衆議院議員の菅原一秀は、2016年の東京都知事選で出馬が取りざたされた村田蓮舫を念頭に「自分が日本人に帰化したことが悔しくて悲しくて三日三晩泣いた、と自らブログに書いている。人気があるからといって選ぶような都民はいないと思うが、選挙はえてして

の法学者ジェレミー・ウォルドロン⁷の議論に従えば、村田蓮舫に対するこの種の「非難」は紛れもなくヘイトスピーチである。

ヘイトスピーチの目的は、対象となる人々の世評のもととなるものを汚すことである。エスニシティ、人種、宗教のような属性的特徴を、社会にありうべき構成員としては欠格者となる行為や属性に関連付けることによってそうするのである。(Waldron 2012: 5)

しかしながら、この村田蓮舫に対するヘイトスピーチ的非難・言いがかりの問題性はことあげされたまま、二重国籍問題は当人が釈明・説明すべき問題にされてしまっているし、あいもかわらず法的には生まれながらの「日本国籍者」として認められるべき村田蓮舫に対して「帰化者」という言葉が執拗に使われ続けているのである。彼女を擁護すべき立場の人間たちさえもこのヘイトスピーチに加担しており、それゆえに彼女の政治的立場が公的に擁護されることは少ない(小田嶋2016)。もちろん村田蓮舫へのヘイトスピーチに対する批判は多く表明されているが、人種主義的な言明として社会的に公論化するまでに至らず、驚くべきことに2017年7月の東京都議会選挙で民進党が惨敗した責任を問う声が同党内から戸籍の開示というかたちで(二重国籍者ではない「日本人」であることの)証明要求が蒸し返されたように⁷、あいもかわらず二重国籍保持と「日本人」政治家としての資質の問題とを混同させた公人による人種主義的言説が繰り返されている。

実際、社会的に受容されたかに見えるヘイトスピーチという言葉(2013年の“流行語”大賞に選ばれている)も「憎悪表現」と訳されて流通し、

ごくたわいもない悪口に対して使われるほど“ヘイト”概念にインフレーション状態が生じている。“人種主義”という概念によって実際に何が問題にされているのか、何を問題にしなければならぬのかは曖昧なまま、レイシズムやレイシストといった言葉は顕在的な排外主義的ヘイトスピーチの発話と発話者への非難語に矮小化されてしまっているように思われる。排外主義団体のヘイトスピーチやヘイトクライムだけが人種主義とみなされ、社会に纏綿する本来の“ヘイト”を人種主義として告発するためのコンシャスネス・レイジングは進まず、本来の人種主義は相変わらず日本社会を覆ったままである。何より、「在特会」の朝鮮学校に対する顕在的なヘイトスピーチ、ヘイトクライムは問題視されても、朝鮮学校無償化除外問題に代表される政府による制度的なヘイトクライムは恐ろしいほどに等閑視されている(金 2013: 51-65)。

こうした状況では、“ヘイト”の基盤を剔抉して日本社会に纏綿する人種主義を切開していく端緒となりうる京都地裁の民事訴訟における判決やヘイトスピーチ解消法の可能性は限りなく切り詰められるほかに思える。文字通りの暴力にほかならない言語行為としてのヘイトスピーチが「表現の自由」として認められるべきだという歪んだ「自由」意識が纏綿し、インターネットの普及がヘイトスピーチ、ヘイトクライムを弥漫させる素地をはなはだしく拡大している現在にあって、喫緊なことは特定の差別や暴力を、差別や暴力一般とは異なる人種主義の問題として告発しなければならない意味と意義を被害者の立場から確認し、社会的に広く認知させ、根付かせる作業であるだろう。同時にそれは、欧米において概念化された人種主義の歴史性を理解し、日本の文脈においても、同様な社会的強度をこの言葉に持たせるために必要な検証と思考とを社会的に組み込むことであるはずだ。

そこで本稿で検討したいのは、ある種の“ヘイト”による暴力の発動を人種主義として分節することの意味についてである。考えてみれば、いわゆる人種主義としてイメージされるのは、ヨーロッパにおける宗教的迫害に根ざすユダヤ人への差別・迫害(反セム主義)や米国における奴隷制の

そういうものだ」とSNSの出所不明の情報(村田蓮舫は否定)を前提に発言して(『毎日新聞のニュース・情報サイト』、2016年6月17日配信、2018年2月28日取得 <https://mainichi.jp/articles/20160618/k00/00m/040/129000c>)、後に撤回している。これらは端的に言ってミソジニー(女性嫌悪)にして人種差別的なヘイトスピーチだが、日本ではそうした文脈で公的に批判されることがなかった。人種主義がこれだけ等閑視される日本社会の現在はやはり喫緊に分析され、徹底的に批判されなければならない。

⁷ 村田蓮舫の戸籍開示に関する問題性については、遠藤(2017)を参照。

遺制としての^{カラー・ライン}黒人差別であるが、「在特会」による在日朝鮮人への差別や迫害はこうした宗教や^{フェノタイプ}表現型において有標化され、他者化されてはいない以上、欧米において固有の歴史性によって概念化されてきた人種主義を日本に導入するにあたっては、一定の検証が必要だろう。

同時にそれは、欧米では膨大な研究蓄積のある人種主義という概念を批判的に日本に導入することで、反セム主義や反黒人主義に起源がありながら、現在では種々の事象に無前提と思われるほどに使われるようになっていく人種主義という概念が持ってきた社会的告発のための分節力の普遍性を問い直すことでもある。以下、まずは人種主義が何を問題として告発するために形成された概念であって来たのかをたどり、そこから現在の日本のヘイトを人種主義として分節して分析し、以後の議論につなげるための視座を暫定的なかたちであれ提示できればと思う。

1. 人種主義概念の系譜

まず人種主義 *racism* という概念が人種 *race* という概念からいかなる経緯で形成されて来たのかを系譜学的に⁸、つまり「人種主義」という概念が実定性を獲得した歴史性を確認しておこう。人間を系統的に範疇化する考え方自体は古くから存在したが、*race* という概念によって人間集団を系統的に弁別しはじめた時期はそれほど古いことではない。言葉自体は14世紀のイタリア語（ロンバルディ語）文献に確認できるというドイツの人類学者

⁸ よく知られているように、ミシェル・フーコーは、与えられた言説が一体どのようにして「実定性」——そのなかである事物・事柄を語り、その命題の真偽を判断できるような一定の対象領域——を形成するのかという分析を「系譜学的分析」とよんだ（Foucault 1971=1995）。たとえば人種主義それ自体としては、8世紀から15世紀にわたって行われたキリスト教国によるムスリム占領下のイベリア半島の再征服（レコンキスタ）期に、キリスト教国としての国威発揚に随伴してユダヤ教からの改宗者（モリスコ）やイスラームからの改宗者（コンベルソ）がもともと血統的にそうした異教を信仰する性質の人間であったからだと本質化されて差別された事態を萌芽と見なす議論があるが（MacMaster 2001: 22-23; Fredrickson 2002: 31-34; Sussman 2014: 11-12）、これはいったん「人種主義」という概念が実定性を獲得して遡及的に見出されたものである。本稿ではそもそもそうした分節化がどのようにして可能になったのかを問題にするが、それはこれまで明確に分節されてこなかった人種論と人種主義の関係性を論じることでもある。

エーゴン・アイクシュテットの指摘はあるが（寺田 1967: 72）、ヨーロッパで広く使われるようになったのは大航海時代にスペイン語文献に現れて以降のことであり⁹、体系的な人種論が立ち上がったのは博物学の進展する啓蒙時代のことである¹⁰。大航海時代以降、ヨーロッパ人の非ヨーロッパにおける異民族との遭遇と接触が増大し続けるなか、唯物論的な物の見方も発展し、宗教や神話に基づく異形な「他者」の民族誌から離脱して、実際の観察から人間集団を類型化し、その性質特性や知的能力を規定する認識枠組みが立ち上がったのである。とはいえ、体系的な人種分類の嚆矢とされるフランスの哲学者・旅行家フランソワ・ベルニエの『居住する人種あるいは民族による地球の新たな分割』（Bernier 1684）（刊行時は匿名）をはじめ、啓蒙期の人種分類は見た目 *physical appearance* の一部に基づいた大雑把な類型化に終始し、今日からすれば種々の偏見や臆断、誤謬、カテゴリー錯誤を含んでおり、ヨーロッパ人の世界認識の拡張に相即して形成された自己優越性確認のための独断的な他者論を越えるものではなかった。

また、啓蒙期の人種分類に大きな影響を与えた博物学者たちの人種論——（以下、当時の地域を現在の国名にして表記するが）スウェーデンのカール・フォン・リンネ『自然の体系』（Linné 1735）、フランスのジョルジュ＝ルイ・ルクレール・ド・ビュフォン『博物誌』（Buffon 1755）、ドイツのヨハン・フリードリヒ・ブルーメンバッハ『ヒトの自然的変異について』（Blumenbach 1775）、米国のサミュエル・スタンホープ・スミス『人類の皮膚の色および姿態の多様性に関する一試論』（Smith 1787）など——は、神を頂点に最下層の質料（物

⁹ 英国の社会学者マイケル・バントンは *racism* の初出を15世紀のスペイン語文献とし、その後フランス語圏、英語圏に移入され、17世紀に現在のような意味で使用されたと述べている（Banton 2016: 1717）。一方、米国の歴史学者イヴァン・ハナフォードは *race* という言葉は16世紀中盤にヨーロッパに現れたと述べている（Hannaford 1996: 5）。

¹⁰ 米国のジャーナリストであるキーナン・マーリックは、人種や人間の不平等は、普遍的な人間性といった観念を抱くことのできる世界でのみ意味を持つものである以上、不平等問題をめぐる議論は啓蒙時代以前には起こりえなかったのだと論じている（Malik 1996）。「神の前の平等」を謳うキリスト教の宗教的普遍主義を扱っていない点で大きな問題があるが、このマーリックの主張は本稿に大きな示唆を与えている。

体)に至る存在を連続的な階梯構造に位置づける「存在の大いなる連鎖」という古代から続くヨーロッパの世界観 (Lovejoy [1936] 1960=2013) を背景に、現存する人間をアダムとイヴからの墮落した子孫とする聖書の権威に従って、非ユーロッパ系の人々をヨーロッパ人という規範的祖型からの退化 *degeneration* とみなすものだったが、18 世紀終盤にはこうした人種分類がさらに変化した。体系的とはいいつつごく限られたものでしかなかった分類¹¹が、諸言語を系統化する比較言語学に空想的に接続して (寺田 1967: 156-159; 馬場 1977: 259-260) ——インド・ヨーロッパ語族の祖語を話していたとされる高貴なアーリア人種の起源と移住についての妄論が膨大かつ熱心に当時行われた——、人類を人種という集団ごとに文明の発展段階に位置付ける人種文明論へと転回し、複雑化するのである。19 世紀に入ると古代からの民族 (誌) 言説と接合して、人種を文明発展の本質的な駆動力と見なしつつ、ヨーロッパ人を頂点に各人種を序列化する進歩史観が登場した。たとえばロマン派の歴史家オーギュスタン・ティエリ (Augustin Thierry, 1795-1856) やサンシモン主義者のヴィクトル・クルテ・ド・リル (Victor Courtet de L'isle, 1813-1867) らは、生理学の知見を採用しながら人種を歴史の決定要因に組み入れたし (長谷川 2000: 123)、19 世紀半ばには当時の人種理論の支柱となった英国のロバート・ノックス『人間の諸人種』(Knox 1850)、フランスのアルチュール・ド・ゴビノー『人種不平等論』(Gobineau 1853-1854)、米国のジョサイア・C・ノットとジョージ・ロビンズ・グリドン『人類の諸類型』(Nott & Gliddon 1854) が、始原における純粹人種の存在、混血による退化、人種固有の精神・文化などを前提に、白色人種の優越性を前提にした文明論を展開した (馬場 1977: 261)。19 世紀前半から中盤に人類学者のあいだで、奴隷制の是非を背景に、諸人種の起源をめぐる単一起源説と多起源説との激しい論争が繰り広げられたが、人種の差異を絶対的と

見なすにせよ (多起源論)、相対的なものとするにせよ (単一起源論)、規範的人種として白色人種が自明視されている点ではその人種観は共通していた。

こうした人種観は人間に対する定量的研究にも波及した。19 世紀初頭にフランツ・ヨーゼフ・ガルとその弟子ヨハン・カスパー・シュプルツハイムが始めた骨相学——頭蓋骨の形態とサイズによって個人の精神的特性を診断する——は、その弟子ジョージ・クームや米国のサミュエル・モートンによって人種理論に流用され、身体的特徴と精神的特徴の内的連関が自明視されて (当時は欧米式のモラルを持つかどうか、持てるかどうかが重要な判断基準であった)、形質的特徴の定量化によって一定の精神的傾向を規定できるとする人種科学が立ち上がった。頭骨、身長、髪の毛や目の色などの種々の身体的特徴 (表現型) が人間集団の文明度を表徴する尺度となったのである。大航海時代には福音の伝道を理由に進められたヨーロッパ諸国による非ヨーロッパ地域の侵略は、19 世紀の帝国主義の時代には、福音 (宗教的恭順化) の進展によってもその侵略を阻害されない、白色人種を頂点とする人種秩序に基づいた文明の賜与というイデオロギーによって進められ、植民地社会において他人種と見なされた人々の搾取や抑圧は合理化された。

一方で、ヨーロッパでは再帰的に社会転換に伴う新しい階級意識が人種化されることになった。ひとつは旧体制を追懐する貴族主義者のブルジョアに対する階級意識である。たとえばナチス・ドイツのナショナリズムの中核をなす人種イデオロギーに多大な影響を与えたとされるゴビノーの『人種不平等論』だが、実際にはブルジョア層に勢力交代された旧貴族階級の追慕というべき人種階級論で、ブルジョアの台頭によってヨーロッパが国民国家に分割されていく事態をヨーロッパ貴族階級の人種的衰退として文明論的に説明するものだった (長谷川 2000)。確かに白色人種族の有色人種族に対する優越性が述べられてはいるが、セム族 (ユダヤ人) は決して蔑視されておらず、むしろ困難を乗り越えてきた偉大な種族として評価されている。もうひとつは新しい支配勢力であるブルジョア層が近代化の進展に伴って生み出さ

¹¹ ベルニエは、人類をヨーロッパ人、極東人、黒色人、ラップ人 (サーミ) の 4 種に分類し、18 世紀、分類学の祖とされるリンネは 4 種に、のちの人種論に大きな影響を与えた博物学者ビュフォンは 6 種、人種分類の基準に頭骨を用いた博物学者ブルーメンバッハは 5 種に分類した。

れた無産階級に対して抱いた階級意識である。この時代は西欧米諸国の国民国家化と近代化が飛躍的に進む時代であり、劇的な社会変化に伴って生じたブルジョワの階級意識を人種の観点から合理化する社会観が作り出されることになったのである。そしてそれは「中流階級にとって脅威となる要素を遺伝によって社会を汚染するものとして病理化し、排除しようとする力学」(宮崎 2004: 114)にほかならなかった。実際、19世紀後半には都市化の進展に伴う貧困や犯罪、環境の劣化、犯罪や精神病理が増大するなか、フランスの精神医学者ベネディクト・モレルは精神異常を遺伝的な社会的病理である変質 *degeneration* として説明し、イタリアの犯罪学者チェーザレ・ロンブローゾは人間の身体的・精神的特徴と犯罪との相関性を検証して退化論 *degeneration theory* から原因を特定しようとした。

産業化の急激な進展はかつてない低廉な産業労働力の需要を生み出し、西欧諸国では伝統的な社会形態を破壊しつつ大都市を中心に膨大なプロレタリアートとスラムが生み出され、米国ではフロンティアの拡大とともに西ヨーロッパ以外の地域から大量の移民が流入することになったが、そうしたプロレタリアートは社会勢力の中心をなす市民層——ヨーロッパでは中産階級、米国では先住中産移民層——に亡国の社会的脅威として受けとめられた。それが顕現したものひとつが、有産層の出生率が無産層の出生率を下回ることへの危機意識に裏打ちされた、退化した人間である（と見なされた）無産層の増大が社会を劣化させるという不安・恐怖である。それは学問の領域を超えて社会的に大きな衝撃を与えたダーウィン『種の起源』(1859年)の進化論(自然淘汰と適者生存)と結びついて社会を席卷し、「逆淘汰」と見なされて、科学万能主義の風潮もあって、人種論は社会の退化を防衛すべく、劣化した人間を同定するための科学として援用され、19世紀終盤には社会劣化を解決するための優生学の創始へと展開することになった。20世紀に入ると、この逆淘汰の恐怖は欧米諸国で国内の精神病者や「精神薄弱児」の出生抑制のための断種法制定へと向い、さらに米国ではその子孫に「精神薄弱児」や犯罪者が多いと主張されていた東南欧からの移民を防ぐための

移民制限法(1924年)の根拠となったのだった。

実際、人種論が緻密になり、ヨーロッパの「白色人種」が人種的に細分化されていくのは、こうした世俗化が進行し、旧体制が崩壊してブルジョワ階級が台頭するとともに、国民国家形成においてナショナリズムが現れ、列強が伸長していく時期である。非ヨーロッパ(植民地)に用いていた文明度という人種秩序の基準が、ダーウィンの自然淘汰という概念を通じて——ダーウィン自身は同時代の奴隷制を否定するためにその根拠とされた黒人の絶対的な人種劣等性を否定するために進化論を打ち立てようとしたのだが(Desmond & Moore 2009=2009)——、ヨーロッパで生じていた国内の階級問題や国家間の覇権争いのイデオロギーに転用されることになったのである。さらに20世紀に入ると、墮落の防衛から下位の他者を同定するために用いられていた19世紀の即自的な人種論は、ドイツにおいて白人種の発展を促進させ、他人種を否定する対自的なナショナリズムのイデオロギー(アーリア人至上主義)へと変容した。

一方で、近代自然科学の発展は人種秩序の恣意性や無根拠性を暴くことにもなり、1920年代に既存の人種論を科学的な根拠のないイデオロギーとして批判するために人種主義 *racism* という言葉が使われ、1930年代にナチス・ドイツの人種政策をイデオロギーとして批判するために人種主義という用語が明示的に使われるようになった(Fredrickson 2002: 158-165)。ただしこの時点では人種秩序のイデオロギー性は批判されても、表現型に基づく人種論それ自体は否定されておらず、人種主義は促進的な優生思想の文脈で理解されていたため、今日では人種主義の典型とされる奴隷制の遺制としての肌の色に基づく人種差別は人種主義と見なされていなかった(Benedict 1940: 125-126; Fredrickson 2002: 167-168)。

こうした優生主義的な人種主義の捉え方に大きなパラダイム・チェンジが起きるのは第二次世界大戦後のことである。ショアーが戦後に知られて世界に大きな衝撃を与えると、欧米諸国が反セム主義の温床であって来たことや第二次世界大戦が人種戦争として戦われた反省を踏まえ、1948年に国際連合で大量虐殺を防止・処罰するためのジェノサイド条約が採択され、1946年に設立された

国際連合教育科学文化機関は著名な学者を招集して1950年に「人種に関する声明」を、1951年にその改定版「人種の本質と人種の違いに関する声明」を作成して、人種は人類の遺伝的ストックから個々人において発現した表現型を恣意的に分類したものでしかなく、生物学的に根拠を持たない概念であり、人種優越論は科学的に誤謬であると世界に向けて宣言した¹²。以後、この二つの声明は反人種主義思潮の決定的な橋頭堡になっていく。ユネスコという権威ある国際機関によって人種概念を否定する論理が提示され、メディアと教育を通じて国際社会に広がることで、諸所の人種的偏見や人種差別を科学的根拠のないイデオロギーとして批判する道が開かれたからである¹³。ある事象に対する新しい分節化によって、それまではそのように考えられていなかった先行する事例やその他の地域の出来事を分節し直し、新たな分析的アプローチが可能になるのはよくあることだが、人種概念でもそうしたことが起こったのである。

実際、1950年と1951年の声明の主眼は人種優越思想を裏打ちする人種概念や優生学的思考の科学的無効性を公式化することだったのだが、ユネスコが1967年に出した「人種及び人種的偏見に関する声明」では、人種的偏見・差別・迫害に対する批判に *racism* という言葉が初めて用いられ、その歴史的・社会的な原因として黒人奴隷制や西洋の植民地主義が言及されて、諸国の民族的少数者に対する差別・迫害も人種主義として問題化された。15年ほどのあいだに、人種差別の廃絶には人間集団を生まれにおいて序列化する人種論の科学的無根拠性を示すだけでは不十分で、人種という概念自体がイデオロギーに過ぎぬ以上、そうした

人種概念に基づいて人間の諸価値を判断し、差別や排除を実践する人種主義の経済的・社会的構造を変革する必要性が認識され、世界に向けて言明されることになったのである。すなわち人種差別・人種偏見の問題は人種優越論や人種概念の無効性といった認識論上の議論から、そうしたものを生み出す人種主義の歴史性や制度性の議論へと移行し、その起源（歴史）、機序と類型（理論）、対象（外延）を拡大していくことになったのだ。

2. 戦後世界と人種主義の展開

戦後世界で人種主義を問題化する枠組みが変化したと述べたが、現象面でも人種主義の対象の転換する事態がおきた。アジア・アフリカにおける脱植民地運動の広まりとヨーロッパにおける非ヨーロッパからの移民の流入、そして米国における公民権運動である。もともとは反セム主義を支える人種思想を批判するために作られた人種主義概念が、奴隷制および植民地主義に始原を持つ非ヨーロッパ人（とくにアフリカ系の人々）に対する差別・迫害・排除に接続されたのだった。

北西ヨーロッパ諸国——英国、フランス、西ドイツ、ベルギー、オランダ、スイス、スウェーデンやデンマークなど——は戦後に高度成長を遂げたが、それは非ヨーロッパ地域（多くは旧植民地）から低賃金単純労働者たちを移入することによっていた。労働力不足の解消を急務としていた産業界の要請に政策がただ追従して、移住後の生活支援のための十分な準備も、ましてや定住後に必要とされるだろう教育や福祉が十分考慮されることなく矢継ぎ早に受け入れられたのである。そして非ヨーロッパ地域からの彼ら（労働力として移入されたのは単身男性であった）は、出身国では大半が近代化されていない地域の農民であって、ホスト社会の都会生活などまったく知る由もないまま都会でありながらもゲットーというほかない居住地に押し込められ、最初は“野蛮人”として嘲笑や差別の対象だけであったのが、ゲットーがスラム化し、さらには家族の呼び寄せなどによって定住が本格的になるとホスト社会との軋轢を生み、迫害と排除の対象になっていった。しかも戦後の中東諸国は石油を梃子に国際的なプレゼンスを高め、その脱植民地化にナショナリズムだけでなく

¹² 実際には、1950年と1951年の声明には違いがある。人種を神話だと言明して人間の差異を否定しつつ精神的な共通性を謳った1950年度の声明に対して、遺伝学者たちから人間の差異と操作概念としての人種の意義を否定することへの批判が生じて、1951年では神話という言葉は使われなくなり、人種に関する定義の問題性に重点が置かれた記述になっている。この二つの声明について、宇城（2015）が詳細に分析している。ユネスコが出した声明それ自体はUNESCO（1969）を参照。

¹³ 1954年、米国の最高裁判所が人種隔離政策を是認するジムクロウ法を覆したブラウン判決（黒人と白人の学生を分離した公立学校の設定を定めたカンザス州法を憲法違反とした）では、このユネスコの人種に関する宣言が人種隔離政策を否定する根拠として大きな影響を与えた。

イスラームが強烈に作用したため、ヨーロッパ諸国にとって自国に流入するムスリム移民は「西洋」を脅かす他者として認識されたのであった (MacMaster 2001: 169-189)。

1950年代から始まり、60年代には世界中に広まった石炭から石油のエネルギー転換による産業構造の変化(炭鉱産業の終焉)と70年代のオイルショックに伴う経済不況と主要産業の生産拠点の国外移転は、こうした移民労働者たちを真っ先に失業へと追いやることになった。困窮する移民たちにまともな福祉政策が講じられたわけではなく、むしろ人道的には多々問題があったが、居住の継続を国家が是認することに対し、沈下し続ける自国の経済状況と切り詰められていく社会サービスに不安と不遇を感じる主流社会の人々のなかから、「西洋」の近代社会になじんでいない出稼ぎ「外国人」を自分たちのような正当／正統な国民(＝文明人)と同列に扱うことに不満を抱き、移民たちをホスト社会に同化できない「お荷物」あるいは「寄生者」と見なして、自分たちの社会(国)を侵害し、劣化させる宿痼の根源と言ひ募る政治勢力が出てきたのである。

ここで想起すべきは、こうした有色の移民たちへの差別や排除の転嫁的な論理が、戦前のヨーロッパ諸国でユダヤ人に対して向けられたものと同型性を持つことである。ナチス・ドイツを極北とする反セム主義は、ながらくヨーロッパにおいて排除されてきたユダヤ教徒への暴力とは性質の異なる(連続性がないというのではない)、近代において再構成されたものである(Arendt [1951] 1966: 89-120)。フランス革命に始まった、ヨーロッパ諸国の国民国家化は、それまで宗教的・習俗的他者としてコミュニティの外部に差別的に隔離していたいわゆるゲットーのユダヤ教徒を解放しつつ同国人として包摂することになったが、その際にユダヤ教徒はいわゆる正統な国民とは本質的に異なる存在として人種化され(ユダヤ教徒からユダヤ人へ)二級国民化された。というより同質的と想像される「国民」形成のためにユダヤ人は内なる他者として“真正な”国民の反措定とされたのである。だからこそそうしたユダヤ人から一定の成功者が出るに及ぶと、近代化の過程で生じた社会不安や不遇感からのルサンチマンがユダヤ人総体

に投影されてスケープゴート化され、国民に同化しない／しえない搾取者・寄生者・侵略者と見なされて差別と迫害をこうむることになった。ナチス・ドイツによるシヨアーはその最たるものにほかならない。

さらに移民たちが非ヨーロッパとくに旧植民地の出身者であったことが、この反移民人種思潮・運動の高進に寄与した。列強による非ヨーロッパ地域の侵略や植民地支配を行っていた根拠は文明の下賜(“野蛮人”を文明化させてやる)であったが、それはすなわち被植民地人を劣等な存在と見なし、対等の人間であれば行使できない搾取や差別・暴力を合理化することであった。戦後、宗主国に逆流してきた移民たちは宗主国人たちにとってみれば自らが支配してきた“野蛮人”であり、単純労働力の提供者でしかなかったがゆえに、たとえ同じ国籍を保持していたにしても自分たちと対等の権利を持ちえない／持ちようのない文化的に劣等で共役不能な他者にほかならなかった。だからこそ出稼ぎ移民を受け入れることが、実際には社会的資源を分かち合う共生へのステップにほかならないことがわかると反移民感情が立ち上がり、迫害と排除が実践され始めたのである。

次に見るのは、戦前においては二大帝国であり、戦後はその版図からの“安価な”労働力の移入によって経済復興を行ったフランスと英国における反移民感情を象徴する2人の政治家の発言である。最初に見るのはアルジェリア戦争をめぐる混乱を收拾すべく1958年に大統領に就任したシャルル・ド・ゴールが翌年に行ったものである。

黄色のフランス人、黒色のフランス人、褐色のフランス人がいることは大変よいことです。彼ら／彼女らは、フランスがあらゆる民族に開かれていて、普遍的な使命を持っていることを示しています。ですが、それは彼ら／彼女らが少数のマイノリティであり続けるという状況においてです。そうでなければ、フランスはもはやフランスではないでしょう。とどのつまり、われわれはまずもって白色人種の、ギリシャとラテン文化を持つ、キリスト教徒のヨーロッパ人なのです。多言は必要ありません！ (彼ら／彼女らは)

ムスリムなのです。彼ら／彼女らを見に行ったことがありますか？ ターバンやジャラビヤ姿の彼ら／彼女らを見たことがありますか？ 彼ら／彼女らがフランス人ではないとわかるでしょう！ 統合を唱える人々はハチドリの頭しか持ち合わせていません。油と酢を混ぜようと瓶を振ってごらん下さい。つかの間のうちに再び分離するでしょう。アラブ人はアラブ人、フランス人はフランス人です。フランスという国家に 1,000 万人のムスリムを受け入れられるとお考えですか？ 明日には 2,000 万人に、明日以降には 4,000 万人になるのですよ。われわれが彼ら／彼女らを統合するなら、アラブ人とアルジェリアのベルベル人_[ママ]を皆フランス人だと見なすのなら、彼ら／彼女らがフランスに定住するのを妨げられるでしょうか？ その際生活水準は相当に向上するでしょうか？ 私の故郷は、もはやコロンベ・レ・ド・エグリーズではなく、コロンベ・レ・ド・モスケと呼ばれることでしょう。(Peyrefitte 1994: 52)

経済復興による労働力不足を喫緊に補うべきだという産業界の要請に促されて国策として移入しておきながら¹⁴、有色の移民は（しかもここで言及されているアルジェリアからの移民は戦争中とはいえ独立前であるから法的にはフランス国民であるにもかかわらず）フランス人（ヨーロッパ人）ではなく、「われわれ」とは文化的に異なる他者とされている。ほかでもない大統領によって——自分の出身地の村名について「エグリーズ／教会」が「モスケ／モスク」にとって代わられるというシャレつきで——ムスリムはとひとくくりにされつつ統合が不可能であり、非ヨーロッパ人の異教徒人口が増えればヨーロッパ（＝キリスト教）文化が侵食されてしまうからその数を増やしてはならないと主張されているのである。

次に見るのは英国保守党の閣僚経験者イノック・パウエルが 1968 年にバーミンガムで行った（後に「血の川 Rivers of Blood」と呼ばれること

になる）演説である。戦後の英国では新コモンウェルス（インド、パキスタン、西インド諸島、英領アフリカ諸国、キプロス、マルタ、ジブラルタル、セイロン、香港、マレーシア）からの移民は無条件に入国できて移民は流入し続け、1962 年に制限法を作ったものの、それ以降も西インド諸島とインド亜大陸（インド、パキスタン、セイロン）からの移民は増え続けた（1971 年のインド亜大陸出身の移民が約 63 万人で 1951 年の約 5 倍、西インド諸島出身の移民は約 30 万人で 1951 年の約 20 倍¹⁵）。旧植民地から有色の移民が増え続けることでイングランド社会が変容することに危惧を覚えたパウエルは移民の統合不能を訴え、帰還・再移住を提案した。

イングランド千年の歴史において類を見ないまったくの変容です。現在の状況では、10 年か 20 年後には、当国に 350 万人のコモンウェルスからの移民とその子孫がいることになるでしょう。…この国は毎年およそ 5 万人の扶養者となる人々の流入を許しているのです。彼ら／彼女らの大半がもととなって移民の系統を引いた人口は将来増えることになります。自らを火葬する薪を積み上げることにせわしくする国民を見ているかのようです。…もしすべての移民の受け入れが明日終わるとしても、移民および移民の系統を引いた人口の増加率は実質的に縮小するとはいえ、この集団が将来形成するであろう人口の規模であれば、国民がさらされている危険の基本的な特徴は依然として残るでしょう。このことに取り組めるのは、移民の総体がいまだここ 10 年かそこらの期間に当国に入った人々から構成されているあいだけなのです。このゆえに、今喫緊に実行すべきは、保守党の政策の第 2 原理である、再移住の奨励なのです。…ひとつの集団に統合されるということは、すべての実際的な目的にとって他のメンバーと見分けがつかなくなることです。さて、身体的に目立った違いがあれば、それが特に肌の色であれば、統合は困難でしょう。もちろん

¹⁴ マグレブ系移民のフランスへの移入と定住を描いたドキュメンタリー映画『移民の記憶—マグレブ系移民の記憶と遺産』（ヤミナ・ベンギギ監督、1997 年、仏）ではこうした過程が見事に描き出されている。

¹⁵ 数値は富岡の資料（富岡 1988: 22-23）に基づいて筆者が算出した。

時を経れば不可能ではないでしょうが。
(Powell 1991: 373-379)

ここでもコモンウェルスという大英帝国版図からの（英国の市民権を持つ）移民であっても、有色人である以上統合は困難であると主張されている。双方ともあからさまな人種主義的発言——今日的に言えばヘイトスピーチ——だが、パウエルはこの発言によって政治生命を絶たれたものの、ド・ゴールにおいては政治的な瑕疵とならなかった。ひとえに移民の問題が宗教文化の違いによるものとされ、（表向きには）人種の問題として語られなかったことによる。当時のフランスでは移民問題を宗教・文化の観点から語るのなら、差別が差別として認識されなかったのである（というより自国内の人種問題を認識するモードがなかった）。実際、フランス史家にしてジェンダー研究者の米国人ジョーン・スコットは、1967年に研究調査でフランスを訪れたとき、主流社会のフランスの人々による「アラブ人」（ムスリムとマグリブ人と移民とが混然一体となった表象である）への侮蔑的で差別的な態度は米国における白人の黒人に対する人種差別と同じだと言っても取り合ってもらえなかったと述べている。彼女はそれを戦後のフランスではショアの衝撃によって人種を口にすることそれ自体がタブー視されていたからだと言明しているが（Scott 2007: 42-45）、同時にそこには戦時期のヴィシー政権がナチス・ドイツばりのユダヤ人迫害を行いえるだけの反セム主義がフランス社会に存在したこと¹⁶を戦後は否認したことがあるだろう。ここで注目すべきは、人種差別の発動機序において反セム主義とコロニアルな人種主義とが接続していることである。

このように見てくると、反セム主義という人種に優劣をつけるイデオロギーを批判するために作られた人種主義概念が、戦後においては人種の優劣はもとよりそもそも人種という概念それ自体が否定されることで、（ポスト）コロニアルな人種問題を分節するように重心移動が生じたプロセスを

理解できる。社会不安が同化（統合）不能な有色の他者によるホスト社会での可視化を通じた社会侵食への恐怖に転移して、差別・抑圧・排除として実践された戦後の反移民主義の展開過程は、近代ヨーロッパで吹き荒れた反セム主義と同様だと言ってよい。すなわち国民国家形成時に想像された国民という集団の理念型を担保するためにユダヤ人をスケープゴート化した機序が、植民地から逆流する被植民地人に宗主国の文明性（特権性）を侵される（という空想的な）不安・恐怖に転移したのが戦後の反移民思潮・運動なのである。そして戦後の反人種主義のフレームワークの組み換えによって、そうした事態は人種主義として分節されるようになったのだ。

また、米国の公民権運動に関して言えば、それが人種主義をとらえる枠組みに与えた影響は大きく、そのゆえに今日では人種主義といえば最も想起されるのは米国のカラーラインのこととなっている。しかしながら、米国の黒人差別が戦後の新しい反人種主義の枠組みで分節されたのは決して古いことではなく、1960年代以降のことである（Fredrickson 2002: 167）。というのも、人種という認識それ自体のイデオロギー性を批判し、廃棄することが公民権運動期においても目指されていたわけではなかったからだ。黒人に対する差別を廃絶するために必要なのは、奴隷制および人種隔離を可能にした黒人に対する偏見——黒人は劣った人種であるがゆえに十全な人間性を持たず、市民権を持つに値しない——を払拭することであって、人間に人種という集団的差異を見出すことそれ自体のイデオロギー性を批判して無化することではなかったのである。だから黒人にとっての人種的解放では、黒人として主流社会化する（主流社会の白人と同等の文化度を身に着ける）ことも目指されたし、黒人への否定的なまなざし自体を人種的偏見として批判して払拭し、黒人やアフリカ系アメリカ人としての主体性を確立することが目指されもした（大森 2014）。実際、公民権運動のひとつの象徴となっているキング牧師の高名な1963年のワシントン大行進での演説「私には夢がある」で主張されているのは、人種的正義 racial justice に基づく人種の平等であり、そうした平等な諸人種の国民統合によるカラーラインの克服で

¹⁶ フランスのヴィシー政権期における反ユダヤ主義に関しては、マルセル・オフェルスのドキュメンタリー映画『哀しみと憐れみ』（1971年、仏）が見事に描き出している。また実証的にはロバート・パクストンに詳しい（Paxton [1972] 2001=2004）。

あって、人種は依然として実体化されて社会関係の前提にされているし、何より人種主義 racism という言葉は使われていない。それでもアフリカ系アメリカ人の公民権運動は世界の被差別者や脱植民地化運動に多大な影響を与えたがゆえに、植民地主義的人種主義の文脈に接合され、反人種主義の中心的事象と見なされることになっていくのである。

3. 人種主義の現働化の機序

これまで反セム主義を批判するために形成された人種主義概念が、戦後にはその内包が変容しつつ外延が拡大し、人種主義として見なされる事象が推移した過程を追ってきた。具体的には、人種を根拠に凄惨な出来事を生み出したショアーと第二次世界大戦の反省から、ユネスコが人種による優劣の科学的無根拠性と実体概念としての「人種」の否定を世界に向けて主張することを通じて、反人種主義の啓蒙が浸透しつつ人種主義概念の適用対象が拡大し、現象的にはアジア・アフリカの脱植民地化運動と戦後ヨーロッパの反移民思潮・運動そして米国の公民権運動の影響で、植民地主義的人種主義（反黒人主義）が人種主義として把握される事態の中心になったのであった。もちろん反セム主義もショアーへの反省と反人種主義啓蒙の広がりによって弱体化された面はあるものの、決して消失したわけではない。トランプ政権下の米国で反ユダヤ主義の暴力が再燃していることはその証左だろう（CNN 2017）。しかしながら、ここで確認したいのは、人種主義はいかなる犠牲者を生み出してきたのかという人種主義の暴力の歴史や人種主義がいつ始まったのかという起源論でもなく、人種主義として分節されてきた差別や暴力が現働化される際の機序や歴史性である。この機序を別袂することが冒頭で述べた日本における人種主義について論じるために不可欠なものだと考えるからである。そこでまず人種主義概念が作られるきっかけとなった反セム主義について検討し、反黒人主義の形成について考察することにした。

ヨーロッパの国民国家形成過程では、それまでの身分制に基づく封建的な政治体制を否定して国民という社会の構成員ひとりひとりを基礎とする

政体(国民主権)を構築しなければならなかった。それはそれまで考えられることのなかった均質で対等な「国民」という直接国家に帰属する集団を想像／創造することだった。そこでまず国境の確定と相即して国民と外国人の峻別が行われた。市民として享受できる諸権利へのアクセスを無条件に切断できる外国人の確定は「想像の共同体」

(Anderson 1983) である国民の輪郭形成にとって不可欠であり、国民の決定と不即不離に行われるものだからである。同時に、国家の内部では伝統的な社会的秩序は国民平等のもとでいったん解体されたが、ヨーロッパ諸国の覇権争いに伴う常備軍の制度化(国民皆兵)、産業社会化に伴う国民の生産力と再生産(人口、労働、教育)の持続的向上、文字メディアの飛躍的な流通拡大と中間層の増大を背景に、国民の理念的な形象が中産階級白人男性のリスpekタビリティ respectability を典例に作り出されて浸透し、対照として市民権(国民権)を十全に享受しえない種々の欠格国民が主流の国民から市民権(国民権)を持たない「外国人」までの偏差において創り出された。国民であることの正統性／正当性は市民権(国民権)の欠格者を選定することではじめて担保されるからであり、国民の統治は市民権の配分グラデーショに階調をつけて管理することで実行されたからである。こうした中産階級白人男性の主流化とそれ以外の人々に対する人権の階調を正当化するのに大航海以来の植民地主義に基づいた人種認識が再帰的に用いられ、封建的な社会差(家父長制、民族序列、身分制など)は近代化に伴う新たな社会差と交差しながら、エスニシティ、ジェンダー、セクシュアリティ、階級などの属性の国民国家化を通じて、人種論的な表象と言説(墮落、野蛮、劣等、異常、未熟、過剰など)によって再編成されるようになったのである。ユダヤ教徒の場合であれば、国民として包摂されながらも「ユダヤ人」として人種化され、本来的な国民ではない存在として二級市民にされたのであった。19世紀終盤のフランスで起きたドレフュス事件はその最たるものだろう(Arendt [1951] 1966: 89-120)。ちなみにナチス政権下でユダヤ人に先行してドイツを墮落させるとして殲滅の対象になったのが同性愛者、障害者、ロマなどであったことは、こうした国民国家の防衛と再生

産と統治の機制を考えるうえで示唆的だろう。

つまり国民^{ネイション}の形成過程で、植民地における他者化と宗主国における他者化とが人種秩序という統治機序を通じて相互浸潤することになったのである。構成員の平等を理念とする国民国家の一員でありながら、特定の人々を対等の市民と見なさず、同じ市民であれば決して行使できない排除や暴力が行使されえたのは、植民地主義に基づく人種秩序が援用されることで社会規範の偏頗的な解除が可能になったからにはほかならない。そして実際の差別や排除の暴力はそうした市民権の濃度に応じて実践されたのである。ちなみに、アーレントはショアーを可能にしたのが植民地でのジェノサイド（ヘレロ・ナマクア虐殺）の経験であると述べ（Arendt [1951] 1966: 185-207）、フーコーはショアーを生み出すまでに至る国民国家の統治技術が非人間的な植民地支配を可能にしたと論じている（Foucault 1997=2007: 62-89）が、一見逆方向の議論をしているように思えるものの、ここでの議論にしたがうなら、究極的にはそれぞれがジェノサイドにまで至る、本国で二級市民を作り出す統治技術と植民地で被植民地人を人間以下の存在と見なすことで可能になる統治技術とが相互浸透¹⁷する統治空間の形成こそ、帝国主義化する国民国家のある種の本質であると言うべきなのだろう。

戦後の（ポスト）コロニアルな人種主義についてもその現働化の機序は変わらない。戦後のヨーロッパにやってきた移民たちは、非ヨーロッパ地域（植民地）出身の文明度の劣る「外国人」であり、ホスト社会（宗主国）の正統／正当な国民と同等な市民権を持つに値しない存在だと見なされ

た。それゆえに経済が退潮して国家が国民から受託される社会サービスの質が劣化すると、国民と同等の権利を持たないはずの移民たちが国民と同等の社会サービスの恩恵に授かること（実際には差別的にしか扱われなかったのだが）に反感が持たれ、差別と迫害が実践されたのである。実際、戦後の欧米で移民問題を梃子に伸張した極右勢力の多くが、フランスの国民戦線の初代党首ジャン＝マリー・ル・ペン（現党首マリオン・アンヌ・ペリーヌ・ル・ペンの父親）を典型に、反セム主義を標榜する団体でもあったこと（MacMaster 2001: 210-211）は示唆的だろう。つまり対象によって人種主義が喚起されるのではなく、社会にビルトインされている人種主義的機制があるからこそ人種差別の対象が見いだされることを示しているからだ。米国にしても公民権運動が白人の側にあれだけの反動化を生んだのは、建国過程において先住民と黒人を人種的に劣等だと見なして市民から排除することで、種々の軋轢を越えて確保されたヨーロッパ系市民の参加と忠誠に基づく国体（川島 2005: 17）が脅かされたからにはほかならない。すなわち公民権運動というアフリカ系アメリカ人が行った異議申し立てとは、黒色人種が米国国民として市民権（国民権）の正当な配分を訴えることを通して、白色人種による市民権の占有を批判し、その占有のゆえに「白人」たりえた特権を、人種を越えてより広く再配分することを迫るものであった。言ってしまうえば、公民権運動は米国を成立させてきた国民権（市民権）の「白さ」を汚染すると受け取られたがゆえに、白人たちから大きな反動が生じたのだ。

4. 日本における人種主義の分節に向けて

最初の問いに戻りたい。日本において人種主義を考える際に必要なことは何かということである。反セム主義や反黒人主義との現象的な類似性でとらえるとき、それは差別一般の問題として対処するのと変わらず、必ずしも人種主義として分節することの意義はないだろう。しかし上で見てきたように、ある種の暴力や差別を人種主義として分節するとき、それは国民国家及び帝国による統治技術の一環として生じ、現在の社会（国民国家）にビルトインされたものだと認識することで事態

¹⁷ ここでの相互浸透はニクラス・ルーマンの概念によっている。「あるシステムと他のシステムとが互いに他方の環境となっているばあいに、あるシステムが、他方のシステムが新たに編成されるために、そのシステム自体の複合性（そしてそれにとまなう、未規定性、コンテインジェンシーおよび選択の強制）を提供するばあいを浸透（Penetration）と名づけることにしたい。まさにこの意味で、社会システムは「生体の活動」（leben）を前提にしている。こうした浸透と名づけられる事態が、双方のシステムで交互に見いだされるばあい、したがって、双方のシステムがそれぞれそのシステムのすでに構成された複合性を他方のシステムに提供しその複合性を豊かにすることが交互におこなわれることによって、そうした二つのシステムが交互に他方のシステムの成り立つ前提条件となっているばあいに、相互浸透（Interpenetration）が見られることになるのである。」（Luhmann 1984=1993: 336-337）

は違ってくることになる。一定の人々を劣等な集団と本質化して差別や暴力が行使されることが人種主義なのではなく、社会のある種の統治機制が差別や迫害の対象を見だし、本質的な集団的差異というイデオロギーによって差別や迫害の合理化が行われることが人種主義だと見なすとき、われわれの社会に内在する人種主義的な統治性を剔抉して批判する道を開くことになるからだ。ここでは紙幅の都合上、あくまでも試論の域を出るものではないが、これまでの議論を踏まえて日本における人種主義の現働化の歴史について考察したい。

まずヨーロッパにおける人種主義の発現を確認しておこう。大航海以来の植民地主義では、被植民地の人々を野蛮で墮落した存在と見なす反照として自らを進んだ文明人と位置づけ、征服を合理化する人種論が立ち上った。一方で産業社会化に裏打ちされた国民国家形成では、平等の理念のもとで伝統社会の身分秩序を再編するかたちで国内に種々の人々に社会差が生じたが、その社会差には植民地主義で形成された人種秩序が転用されて合理化され、当為としての国民からの偏差によって人権を国民に階調化して配分する統治システムが構築された。19世紀の成立過程にある国民国家ではそうした統治技術は社会差を持つ人々に対する差別を合理化するための遠心的なもの（おまえらはわれわれとは違う）であった。しかし20世紀に入って国民国家が成立した後のナチス・ドイツにいたると、反セム主義を梃子にした人種秩序的な統治技術とイデオロギーは白人種の優越性を世界に向けて訴求しつつ実践する求心的なもの（われわれはおまえらとは違う）へ反転し（Mosse [1964] 1981=1998）、国民統合のために立ち上がったこのイデオロギーの目的は世界征服にまで高進して第二次世界大戦とショアーを生み出すことになった。戦後になるとショアーの衝撃から反セム主義のような優生学的人種思想は否定された。一方で、戦後復興のために安価な労働力の必要性からヨーロッパ諸国には旧植民地から移民が呼び寄せられたが、予想していなかった移民の永住化や不況によって移民が共生の相手にほかならないことが顕在化すると、市民権（国民権）を平等かつ無条件に付与して保証する国家の擬制的な超越性

を内面化し、国民国家形成過程で構築された宗主国の人種秩序を所与とする人々は、移民を社会不安のスケープゴートにする政権や政治勢力が出現することも手伝って、移民の存在を社会サービスの劣化を招くがゆえに国体への侵襲と感じ、その不安を自己同一性の確認によって防衛すべく、帰属する文化の排他性と本質性を感覚のレベルで確認できる人種的「他者」として移民への排外主義を実践するようになったのだった。

では、近代国民国家「日本」はどうだろうか。紙幅の都合上、ここではネーションビルディングの初期条件期である明治前半を中心に、素描の域を出るものではないが概観してみたい。欧米諸国からの開国圧力を契機に近代国家への道を進み始めた日本にとって近代化を遂げることは急務であった。欧米列強が圧倒的な力を持つ国際政治のなかで植民地にならずに生き残るべく、国際社会に文明国として認知され、江戸末期に結ばされていた不平等条約を改定しなければならなかったからである。そのために公定ナショナリズム（Anderson [1983] 1991: 83-111）によって国民^{ネーション}を構築して近代化を目指したわけだが、その近代化（文明開化）は欧米諸国の制度と文物の模倣^{ミソクリ}による西洋化にほかならず、外形^{アビオランス}から進められていくその近代化は日本の国民国家形成を欧米諸国と逆のコースをたどらせることになる。欧米の文明観を移植して内面化し、公定ナショナリズムによって国家と国民の輪郭を確定しつつ、天皇を頂点とした一君万民のもとで近世の身分秩序を解体しながら、当為としての国民^{ネーション}国家像を立ち上げ（nationが国“家”とされて「イエ」が国の基体となり、明治民法の家制度からわかるように士族の家族秩序が社会の同心円的なモデルの核となった）、欧米流の人種差＝社会差のパラダイムを移植して国内に新たな社会差を分節して編成し、人権の階調的な配分を行う統治体制が構築されていくのである。

歴史家ひろたまさきが見事に分析しているように（ひろた 1998: 73-146）、新政権は近代的な政治体制を構築すべく、明治初年から伝統的な身分秩序を解体しつつ再編して、欧米の文明論を追従して内面化し、その文明観を社会に強制的に定着させることで国民国家の形成に着手した。「王政復古の号令」（慶応3[1867]年）、「五箇条誓文」（明

治 3[1870]年)、「人身売買禁止令」(明治 5[1872]年)、「華士平民通婚自由」(明治 8[1875]年)、「賤民解放令」(明治 8[1875]年)など、平等の宣言とそのため法の処置を矢継ぎ早に行っていく。と同時に、文明開化の内実を社会的に可視化することも行われた。浮浪者の収容(明治 2[1869]年)、散髪脱刀令(明治 4[1871]年)、外国人から野蛮に見える種々の風習を犯罪として取り締まる違式註違条例の布告(明治 5[1872]年)、グレゴリオ暦への移行(明治 5[1872]年)、犯罪者への罰則を体罰刑から収監に変えるための監獄建設の展開(明治 5[1872]年)、精神病者の管理対象化(明治 7[1874]年)等々である。市井でも明六社に代表されるように、知的中間層の啓蒙活動が活発に展開され、欧米の文明論を日本へ移植する福沢諭吉の『文明論の概略』(明治 8[1875]年)や日本史を欧米流の文明史になぞらえて再構成する田口卯吉『日本開化小史』(明治 10~15[1877-1882]年)が刊行されてベストセラーになった。

文明開化とセットになった平等の推進は、一方で従来の社会差を再分節していくことになる。女子は家父長的秩序に法的にも道徳的にも囲い込まれ、家父長からの偏差において性別役割を従属的に振り分けられた。無宿人や罪人を道徳的欠格者と見なして授産・更生を目的とした寄せ場や牢屋に囲い込むことは幕末からはじまっていたが、社会の激変と従来の周辺化の継続から生じた明治初年の生活困窮者(貧民)に対しても、大坂で「乞食」の追払・追返が布告された(明治 5[1872]年)ことからわかるように、懶惰で道徳心が欠けるためと見なす意識が一般でも為政者でも生じた(ひろた 1998: 108)。米国の人類学者ロバート・ムーアは、19世紀後半の英国では貧困や失業は「道徳的腐敗と退化の明確な証拠であ」って構造的な問題とは見なされず、貧民たちが人種化され周辺化された経緯を論じているが(ムーア 2005: 138)、日本もそれを見倣うことになる。さらには明治初年の天然痘やコレラの流行は欧米式の消毒法と衛生観念の移植を促したが、同時にそれは伝統的な触穢思想と結びつき、貧民、娼婦、病者などを「不潔」の存在として賤視する視線を生み出すことになった(ひろた 1998: 132)。賤民解放令が出されても、部落民を「新平民」と呼称して旧平民と区

別することが官庁文書で行われ、一般社会で日常使用されるようになり、明治 10 年代に遺伝説が広がると、部落民差別の根拠に血統が本質化されることになる。言わば近世の触穢的賤視が国民国家の形成を通じて近代的に再分節されたと言ってよいだろう。同時に、以前から存在した被差別部落の人々の朝鮮渡来人種起源説が明治期に再分節され、「外国人」かどうか人類学的に検証される(黒川 2016: 21-37)のもこの文脈においてだろう。言うなれば、市民権(国民権)を十分に与えられない存在であることは、「外国人」であるからかもしれないという疑義につながる社会認識が作られるのである。

「他者」の創造も随伴して始まっていく。福沢諭吉の著作で最も人口に膾炙したとされる地理歴史教科書として作成された『世界国尽』(明治 2[1869]年)には世界の地理が文明史的に説明されているだけでなく、当代の欧米式の肌の色に則った人種カテゴリーが提示され——描かれているアジアの図説は 19 世紀西洋のオリエンタリストの図像の完璧なレプリカであった(Morris=Suzuki 1998: 112-113)——、学校の教科書に組み込まれていく。それは日本の世界における文明度を可視化する指標であり、国内に異民族を見出して人種化する下準備にほかならなかった。近世期には松前藩を通じて支配されていたアイヌと薩摩藩を通じて支配されていた沖縄人は、近代国家「日本」の中央集権化と領土確定によって国民化＝一君万民化のアジェンダに載せられていく。アイヌが「北海道旧土人従来ノ風習ヲ洗除シ教化ヲ興シ漸次人タルノ道ニ入シメン」ことを求められ(明治 9[1876]年の開拓史布達)(ひろた 1990: 14)、沖縄人は「言語風俗ヲシテ本州ト同一ナラシムル」(明治 12[1879]年初代県令による大蔵省への上申)(ひろた 1990: 27)ことが求められたが、それは国民化＝皇民化において、アイヌと沖縄人を同化すべき未開人／野蛮人と見なすことであった。明治 19[1886]年創刊の『人類学雑誌』でアイヌと沖縄人の風俗習慣だけでなく肉体的な特徴が微細に報告されつつ、日本の先住民に関する議論が掲載されているのは、日本人＝大和民族の文明の優越性を確認するための作業にほかならなかったろう。欧米における人種化は遠心的なものとして始まり、

ナチス・ドイツにあっては求心的なものへと転回して人種主義と批判される事態が生じたわけだが、日本における人種化では同化を通じてその遠心性と求心性がいわば止揚された。「同じ日本国民＝皇民である以上、われわれではないおまえたちは、われわれのようにならなければならない」。一君万民による平等という理念のもと、他者として差異化できる人々を国民の内に見出しつつ、その差異を文明の階梯における序列的な段差に独善的に変換した上で、劣位に置かれた人々に一君万民（日本国民＝皇民）であるためにはその段差を登るべきことを当為として支配する。ここには相手を劣位化しつつ、自らの優越性（文明性）を確認する双方向の力学が作動している。しかもこの同化の行使は自らの皇民性を文明性・優越性として確認する作業にほかならなかったから、非日系皇民に対して強迫的に強制し続けなければならなかった。実際、アイヌと沖縄人に対して始められた「一視同仁、皇化洽浹」（井上馨「琉球処分」についての建議）（ひろた 1990: 6）のための日本語・日本文化・日本の社会制度を強要する皇民化政策は、大日本帝国の異民族統治の支柱となり、植民地・占領地にことごとく国家神道の宣教のために神社を建立し（辻子 2003）、神社参拝、宮城遥拝、各戸ごとの神棚の設置、「皇国臣民ノ誓詞」の斉唱といった儀式的な慣行までを「外地」の非日系住民に対して強制し続けることになったのだった。

この一君万民としての平等は、大日本帝国で日本人が優越者であるための平等でしかなかった。日本人は本来的に皇民であるものの、非日本人は本来的に皇民ではなく（いわば未皇民である）、非日本人が平等を獲得するには努力して皇民にならなければならない。しかし与えられた自由のなかで皇民になるために努力しても、日本人＝皇民と非日本人＝未皇民は仮構された文明度による烙印を通じて人種的に本質的に切り分けられているから、未皇民は決してまったく皇民になることはできず、そうである以上完全な平等を獲得することは原理的にできない。つまり未皇民にとってその努力は、現状の不平等を乗り越えるために支配者から差し出された可能性ではあるものの、決して成就されることのない「夢」に向けた徒労であるほかはない。そして本来的に皇民である日本人は、

未皇民の無限の努力によっても獲得されない地位にいるがゆえに、人種的優越性を無前提に感得できるのである。

しかもこの体制では、非日本人に対する不平等は未皇民のゆえであるとして、不平等を批判・反対する非日本人への抑圧・弾圧は非皇民のゆえだとして合理化されることになる。この意味で、大日本帝国の皇民化政策と呼ばれる苛烈な同化政策は紛れもなく人種主義的な政策であった。それは未皇民の文化・習俗・伝統を（場合によっては未皇民自らが平等を獲得するために）否定・廃絶するものであっただけでなく、日本人と非日本人の差異を本質化して「皇民」の濃度に転換し、平等の度合いに対応させて人権を配分することで人種秩序を作りあげ、異民族を統治する技術にほかならなかったからである。

なお、こうした日本の人種主義体制は、敗戦とそれに伴う植民地・占領地の喪失とともに戦後の日米合作の政治体制下で感覚されなくなり、敗戦国民の記憶からは抹消されることになったが（酒井 2008）、在日台湾人・朝鮮人の旧植民地出身者およびその子孫、アイヌと沖縄人などの非日系日本国民への差別は隠然と存続した（田中 2013）。さらに大日本帝国の優越性である文明性は戦後復興と高度成長期を経る過程で資本主義的な近代国家としての発展性に変容し、旧帝国の版図であったアジア地域への蔑視は近代的国家としての後進性に再分節されて存続することになったのである。

おわりに

樋口直人は、本稿の冒頭で触れた現況の日本におけるヘイトスピーチ、ヘイトクライムを「日本型排外主義」として論じている。

日本型排外主義とは近隣諸国との関係により規定される外国人排斥の動きを指し、植民地清算と冷戦に立脚するものである。直接的な標的になるのは在日外国人だが、排斥感情の根底にあるのは外国人に対するネガティブなステレオタイプよりもむしろ、近隣諸国との歴史的関係となる。その意味で、外国人の増加や職をめぐる競合といった外国で排外主義を生み出す要因は、日本型排外主義の説明に

際してさしたる重要性を持たない。(樋口 2014: 204)

決して間違った説明ではないが、多くの事柄が見落とされているように思える。そもそも外国で排外主義が生み出される要因は外国人の人口増加や雇用の競合だけによるものではなく、人種主義と植民地主義が深くかかわっている (MacMaster 2001)。現在のフランスが典型だが、国家統治にビルトインされた植民地主義を経由した人種主義こそが特定の「外国人」を問題視させ、排外主義を引き起こすのである (Scott 2007; 李 2016)。

では日本において特定の「外国人」を問題視させる人種主義はどのように現働化するのだろうか。ここで注目すべきは「在特会」のヘイトスピーチの内容である。よく知られているように在日朝鮮人に対する攻撃は「在日特権」——特別永住資格、朝鮮学校補助金交付、生活保護優遇、通名使用である (安田 2012: 194-195) ——批判の名のもとに行われてきた。つまり「外国人のくせに特別な優遇措置で日本に滞在している」、「外国人のくせに生活保護を受給し、しかもその比率が日本国民よりも高い」、「外国人 (朝鮮人) の学校のくせに特別な補助金を日本国民の税金から出させている」、「外国人のくせに日本人の名前 (通称名) を使っている」として批判しているわけである。考えれば、特別永住資格という変則的な滞在許可でしか日本に居住できないことも、生活保護の受給率の高さも、日本が批准している国際条約からすれば国家が積極的に保証しなければならない民族的少数者にして旧被植民地人の子孫のための学校でありながらその責任の歴史性がまったく顧みられないのも、通称名を使わざるを得ない状況があつてきたことも、樋口の言うように不当で不十分な植民地清算 (それにしても商取引の用語である「清算」が植民地支配の責任問題に使われることは深く考える必要があるだろう) による、在日朝鮮人に対するきわめて人権侵害的で差別的な処遇の帰結でしかないのだが、排外主義者にとっては「外国人」が日本国民の権利・平等を侵犯していることの証左にほかならず、それゆえに在日朝鮮人を人道にもとるとして道徳的に非難しているのである。しかしながらこうした排除行為で目指されて

いるのは、不道德者である「外国人」の排除である以上に、排除行為を通じた排除者それ自身の道徳的優越性の確認にほかならない。だからこそ排外主義者の攻撃は、対象となる人々への理解は端から拒否され、メディアやインターネットで、現況の国家の威信を毀損しあるいは統治論理を逸脱すると評判される対象——領土を侵犯する中国人、慰安婦問題で謝罪を迫る韓国人、オーバーステイヤーのフィリピン人の両親をもって日本に生まれ育った女子中学生、反基地闘争の沖縄人、固有の民族的権利を求めるアイヌ、反差別を訴える被差別部落の人々など——に無差別に拡散していくのである。

先に論じたように、そもそも人種論とは、非ヨーロッパの人々に対し、ヨーロッパ人的な精神性・道徳性の多寡をその集団的外貌から読み取るために形成されたものであった。19世紀には無産者の社会的抑制や奴隷制の是非に深く関係したように、当代のヨーロッパ白人成人男性を規範にした人間観に照らし合わせて、ある特定の集団に自分たちと同等の人間としての権利を付与できる存在かどうかを査定するツールとなった。言い換えれば、特定の人々を十全な人間とみなさず、支配、搾取、暴力を合理化するための中和の技法¹⁸として作られたものであった。つまり人種主義とは、国民統治において、社会差を人種差という人間の本質的差異へと変換し、国民に対して階調的な人権配分を行う中和の技法を裏打ちするイデオロギーなのである。同時にこの人種主義は、個々人の属性の差異を超えて想像的に人間集団の同一性を本質化して自然化する政治集団としての国民/民族に必要な凝集力と持続性に重要な役割を果たすことにもなった。このため人権 (国民権) を平等かつ無条件に付与して保証する国家の擬制

¹⁸ 「中和の技法 Techniques of Neutralization」とは、英国の社会学者デイヴィッド・マツア David Matza とグレスハム・サイクス Gresham Sykes が、不良青年たちが非行行為に及ぶとき、自分たちグループの規範には従いつつも社会規範を侵犯するときどのようにして合理化するかを論じる際に用いた分析概念である (Matza & Sykes 1957)。この意味で人種論とは、特定の人々を自らと対等な権利を持たない/持てない存在として他者化するため中和の技法として発展したと言ってよいだろう。なお、この中和の技法をナチス政権下のドイツ一般国民によるユダヤ人差別・迫害に適応したのものとして、コーエンの議論がある (Cohen 2001)。

的な超越性を内面化し、国民国家形成過程で構築された人種主義的な社会秩序（国体）を所与とする人々は、人権意識の高進を受けて創発化したこれまで“野蛮人”と見なしてきた下位集団による社会的承認運動を自らの社会的位置の転覆と受け取り、旧植民地や侵略に及んだ地域（とくに自らの優越性の根拠である「文明」の本来的な起源にほかならない欧米であればユダヤ・イスラーム、日本であれば中国・朝鮮）の隆興に伴う国力や国際的プレゼンスの低下、国家経済の退潮、グローバル化や EU のような超国家的な社会変化を、国権を減殺させ、国民であることで享受しようと思いついてきた社会サービスを劣化させる国民主体の侵襲と感じ、その不安を国民であることの道徳性を確認することで防衛すべく、帰属する文化の排他性と本質性を感覚のレベルで認知できる不道徳な「他者」を見出して排外主義を実践するのである。そしてこの人種主義はこうした顕在的な排外主義にだけでなく、上で見てきたように、文明性や先進性といった普遍主義的な価値判断による対象への認識一般を根深く汚染しているものでもある。

かかる意味において、人種主義は決して「西洋」の専売特許でもなければ、反ユダヤ主義や反黒人主義に限定されるものでもないし、いわゆる社会的落伍者がそのルサンチマンをナショナリズムに訴えることで顕現する社会病理などでもない。それは植民地主義を経由して近代化しつつ形成されてきた国民国家に組み込まれた統治を裏打ちし、現代社会にあつて、国民権としてしか具現化しない人権の統理主体として国家を最終審級に擬制的に位置づけるイデオロギーなのである。だから国民国家に生きるわれわれにとって人種主義は、社会関係における排他性と差別性を、国家統治における不平等や排除を、国際関係における非人道的で暴力的な政治を問題視し、告発するために必要不可欠な観点なのである。逆に言えば、人種主義への感受性が失われるとき、社会には「他者の権利」(Benhabib 2004) に対する鈍感さが蔓延し、様々な暴力の瀰漫が野放図に許されてしまうことになる。ほかでもない現況の日本において、人種主義が意識化され、徹底的に批判されなければならないのはこのためなのである。

[参考文献]

- Anderson, Benedict, [1983] 1991, *Imagined Communities: Reflections on the Origin and Spread of Nationalism*, Verso.
- Arendt, Hanna, [1951] 1966, *The Origins of Totalitarianism*, Schocken Books.
- 馬場優子、1977、「人種主義と人種的偏見」人類学講座編纂委員会編『人類学講座 7 人種』雄山閣: 239-278。
- Banton, Michael, 2016, "Racism," *The Wiley Blackwell Encyclopedia of Race, Ethnicity and Nationalism, Volume IV: N-Som*, Wiley-Blackwell.
- Benhabib, Seyla, 2004, *The Rights of Others: Aliens, Residents, and Citizens*, Cambridge University Press. (=2006、向山恭一訳『他者の権利——外国人・居留民・市民』法政大学出版社)。
- Benedict, Ruth, 1940, *Race: Science and Politic*, Modern Age Books.
- Bernier, François, 1684, *Nouvelle division de la terre par les différentes espèces ou races d'hommes qui l'habitent, envoyée par un fameux voyageur à M. l'abbé de La ****, le Journal des Savants.
- Blumenbach, Johann Friedrich, 1775, *De generis humani varietate nativa. I. Auflage*, Friedrich Andreas Rosenbusch.
- Buffon, Georges-Louis Leclerc, Comte de, 1755, *Histoire Naturelle, générale et particulière, avec la description du Cabinet du Roi, tome 5*, Imprimerie royale.
- CNN、2017、「ユダヤ人墓地、墓石 100 基超が倒されるなどの被害 米」(2018 年 2 月 28 日取得、<https://www.cnn.co.jp/usa/35096976.html>)
- Cohen, Stanley, 2001, *States of Denial, Knowing about Atrocities and Suffering*, Polity.
- Desmond, Adrian & James Moore, 2009, *Darwin's Sacred Cause: How a Hatred of Slavery Shaped Darwin's Views on Human Evolution*, Houghton Mifflin Harcourt. (=2009、矢野真千子・野下祥子訳『ダーウィンが信じた道——進化論に隠されたメッセージ』日本放送出版協会)。
- 遠藤正敬、2017、「「真正なる日本人」という擬制——蓮舫議員の二重国籍と戸籍公開をめぐる」、SYNODOS、(2018 年 2 月 28 日取得、<https://synodos.jp/society/20253>)。
- Foucault, Michel, 1971, *L'ordre du discours*, Editions Gallimard. (=1995、中村雄二郎訳『言語表現の秩序』河出書房新社)。
- , 1997, *"Il faut défendre la société" Cours au Collège de France 1975-1976*, Editions Gallimard Gallimard. (=2007、石田英敬・小野正嗣訳『ミシェル・フーコー講義集成〈6〉社会は防衛しなければならない (コレージュ・ド・フランス講義 1975-76)』筑摩書房)。
- Fredrickson, George, 2002, *Racism: A Short History*, Princeton University Press.
- Gobineau, Joseph Arthur Comte de, 1853-5, *Essai sur l'inégalité des races humaine*, Librairie de Firmin Didot Frères.
- Hannaford, Ivan, 1996, *Race: The History of an Idea in the West*, Woodrow Wilson Centre Press.
- 長谷川一年、2000、「アルチュール・ド・ゴビノーの人種哲学 (一) ——『人種不平等論』を中心に——」『同志社法學』52(4): 109-168。
- 樋口直人、2014、『日本型排外主義 在特会・外国人参政権・東アジア地政学』名古屋大学出版会。
- ひろたまさき、1990、『日本近代思想体系 22 差別の諸相』岩波書店。
- 、1998、『差別の視線——近代日本の意識構造』吉川弘文館。
- 川島正樹、2005、『アメリカニズムと人種』名古屋大学出版会。
- Knox, Robert, 1850, *The Races of Men: a Fragment*, Lea & Blanchard.
- 金東鶴、2013、「「高校無償化」制度からの排除——朝鮮学校に対する差別政策」前田朗編『なぜ、いまヘイト・スピーチなのか——差別、暴力、脅迫、迫害——』三一書房: 51-65。
- 黒川みどり、2016、『創られた「人種」』有志社。
- Lovejoy, Arthur Oncken, [1936] 1960, *The great chain of being: a study of the history of an idea, 1st, Harper torchbook ed.*, Harper & Brothers. (=2013、内藤健二訳『存在の大いなる連鎖』ちくま文庫)。
- LAZAK 編著、2016、『ヘイトスピーチはどこまで規制できるか』影書房。

- 李孝徳、2016、「フランス共和主義とイスラーム嫌悪」長谷部美佳ほか編『多文化社会読本 多様な世界、多様な日本』東京外国語大学出版会: 41-53。
- Linné, Carl von, 1735, *Systema naturae, sive regna tria naturae systematice proposita per classes, ordines, genera, & species*, Haak.
- Luhmann, Niklas, 1984, *Soziales System, Gesellschaft, Organisation*, Westdeutscher, Verlag. (=1993、佐藤勉監訳『社会システム理論〈上〉』恒星社厚生)。
- MacMaster, 2001, *Racism in Europe: 1870-2000*, Palgrave.
- Malik, Kenan, 1996, *The Meaning of Race: Race, History and Culture in Western Society*, New York University Press.
- Matza, David & Gresham Sykes, 1957, “Techniques of Neutralization: A Theory of Delinquency,” *American Sociological Review* 22(6): 664-670.
- 前田朗、2010、『ヘイト・クライム——憎悪犯罪が日本を壊す——』三一書房労働組合。
- 、2015、『ヘイト・スピーチ法研究序説 差別扇動犯罪の刑法学』三一書房。
- ムーア、ロバート、2005、五十嵐泰正訳「一九世紀ヨーロッパにおける人種と平等——身体と歴史」竹沢康子編『人種概念の普遍性を問う——西洋的パラダイムを超えて』人文書院。
- 師岡康子、2013、『ヘイト・スピーチとは何か』岩波新書。
- Morris, Tessa=Suzuki, 1998, *Reinventing Japan: From Merchant Nation to Civic Nation*, M. E. Sharpe, Inc.
- Mosse, [1964] 1981, *The Crisis of German Ideology: Intellectual Origins of the Third Reich*, Schocken Books. (=1998、植村和秀ほか訳『フェルキッシュ革命——ドイツ民族主義から反ユダヤ主義へ』柏書房)。
- 宮崎かすみ、2004、「変質論とヨーロッパの内なる他者」『横浜国立大学 教育人間科学学部紀要』II(6): 113-133。
- 中村一成、2014、『ルポ 京都朝鮮学校襲撃事件——〈ヘイトクライム〉に抗して』岩波書店。
- Not, Josiah C. & George Gliddon, 1854, *Types of mankind, or, Ethnological researches: based upon the ancient monuments, paintings, sculptures, and crania of races, and upon their natural, geographical, philological, and biblical history*, J.B. Lippincott, Grambo & Co.
- 小田嶋隆、2016、「小田嶋隆の「ア・ピース・オブ・警句」～世間に転がる意味不明 蓮舫議員は別に好きじゃないが」、日経ビジネス、(2018年2月28日取得、<http://business.nikkeibp.co.jp/atcl/opinion/15/174784/090800060/>)。
- 奥田安弘、荻上チキ、2017、「蓮舫氏の『二重国籍』は問題なし。説明責任は法務省にあり」、SYNODOS (2018年2月28日取得、<http://synodos.jp/politics/20135>)。
- Peyrefitte, Alain éd., 1994, *C'était de Gaulle, tome I*, éditions de Fallois/Fayard.
- 大森一樹、2014、『アフリカ系アメリカ人という困難——奴隷解放後の黒人知識人と「人種」』彩流社。
- Paxton, Robert O., 1972, *Vichy France: Old Guard and New Order, 1940-1944*, Barrie & Jenkins. (=2004、渡辺和行・剣持久木訳『ヴィシー時代のフランス——対独協力と国民革命 1940 - 1944』柏書房)。
- Powell, Enoch, 1991, *Reflections of a Statesman: The Selected Writings and Speeches of Enoch Powell*, Bellew.
- 酒井直樹、2008、『希望と憲法』以文社。
- Scott, Joan, 2007, *The Politics of the Veil*, Princeton University Press.
- Smith, Samuel Stanhope, 1787, *Essay on the Causes of Variety of Complexion and Figure in the Human Species*.
- Sussman, Robert Wald, 2014, *The Myth of Race: The Troubling Persistence of an Unscientific Idea*, Harvard University Press.
- 田中宏、2013、『在日外国人 第三版——法の壁、心の壁』岩波新書。
- 寺田和夫、1967、『人種とは何か』岩波新書。
- 辻子実、2003、『侵略神社——靖国思想を考えるために』新幹社。
- 富岡次郎、1988、『現代イギリスの移民労働者』明石書店。
- UNESCO, 1969, *Four statements on the race question*, Oberthur·Rennes.

宇城輝人、2015、「戦後反レイシズムの起源について」『フォーラム現代社会学』14: 54-63。

Waldron, Jeremy, 2012, *The Harm in Hate Speech*, Harvard University Press.

安田浩一、2012、『ネットと愛国 在特会の「闇」を追いかけて』講談社。

———、2015、『ヘイトスピーチ 「愛国者」たちの憎悪と暴力』文春新書。